

番号：19a01209

国名：バングラデシュ国

担当：人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

案件名：食品安全検査システム改善のための食品安全庁能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年3月下旬から2020年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.43M/M、合計 0.93M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	13日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年3月4日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年3月13日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- （計100点）

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	バングラデシュ国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト事業本体への応募・参加を認めない。

6. 業務の背景

バングラデシュは都市化の進展による可耕地の減少が続いており、農家の収入維持・向上や増大する人口の需要を満たすためには、限られた農地における生産性向上や農産物の多様化・高付加価値化に取り組む必要がある。また、都市の人口増加や全人口の3分の1を占める中間階級層の増加に伴い、生産・流通・加工・販売の各段階において品質管理が担保された製品のニーズが増大している。また食品加工品140品目が世界144か国に輸出され、今後も輸出額は増加の見込みであり、同国内の加工食品に対する食品衛生・食品安全への対策は海外からも一層の注目が集まると想定される。バングラデシュ政府は、国家農業政策2012において農産物の安全性確保の必要性を謳い、2013年に食品安全法を制定し、2015年には食品安全庁を設立した。食品安全庁は、国内市場に流通する農産品や食品及び輸入品の安全性確保のため、当該分野の監督官庁として法制度設計や運用に関する議論を牽引するとともに、これまで保健家族福祉省、農業省、産業省等が省庁縦割りで実施してきた取組みを調整し、検査体制の構築、検査機関同士のネットワーク形成等の役割を担うことが期待されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、評価分析に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2020年3月下旬～4月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料・情報を収集・分析し、バングラデシュ人民共和国の開発計画、本プロジェクトの位置づけや、協力対象分野における政策・制度の現状、課題に関する開発動向を把握する）。
- ② 上記を踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③ カウンターパート機関や関係機関に対する質問票（英文）を作成する。
- ④ PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ⑤ 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑥ 事前の調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2020年4月中旬～4月下旬）

- ① JICA関係者との打ち合わせに参加する。
- ② 本調査の趣旨・実施方法について、バングラデシュ側に説明を行う。
- ③ 質問票等を活用して以下の情報・資料等を収集、分析し、必要に応じて関係者にインタビューを行い、現状を把握することで、プロジェクトの協力範囲、実現可能性、プロジェクトにおけるカウンターパートの役割と連携、コストシェアの検討においてJICA団員に協力する。
 - ア) バングラデシュ人民共和国の開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) 食品安全対策における開発動向
 - ウ) 他ドナー・機関の援助動向

- ④ 調査団及びバングラデシュ側と協議の上、PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
 - ⑤ 評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
 - ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA 調査団に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2020 年 4 月下旬～2020 年 5 月上旬）
- ① 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
 - ② 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当分野に係る報告を行う。
 - ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告（案）（和文・英文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

担当分野に係る詳細計画策定調査報告（案）（和文・英文）、事業事前評価表（案）（和文）、面談記録、収集資料一式を参考資料として添付して提出することとする。

上記（1）については、電子データについても提出することとする。提出期限は、2020年5月8日（金）とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

(2) 戦争特約保険料

なし

(3) 一般管理費等の上限加算

なし

(4) 一般業務費：なし

10. 特記事項

(1) 安全対策措置の厳守

バングラデシュ渡航前・渡航後には最新の安全対策措置に則り、必要な手続きを踏むと共に、本業務従事者の渡航計画及びこれらの実施状況をJICA所定の書式により渡航前に予め連絡し、JICAの承認を得ること。現在の主な手続きは以下の通り。

(渡航前)

- ① JICAが行う安全対策研修・訓練の受講：必ず「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
- ② JICA安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：渡航前にブリーフィングを受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録を行うこと。
- ④ JICAバングラデシュ事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のための連絡先等情報提供登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により監督職員に提供すること。
- ⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。
- ⑥ 渡航2週間前を目途に「渡航連絡票」を監督職員に提出すること。

(渡航後)

- ⑦ バングラデシュ到着後、速やかにJICAバングラデシュ事務所によるブリーフィングを受けること。
- ⑧ バングラデシュ国内での安全対策については安全対策措置及びJICAバングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外の訪問については予め日程表を同事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、同事務所と協議の上、決定し確保すること。
- ⑨ ダッカ市外への訪問は、JICAバングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配はJICAバングラデシュ事務所に事前に相談した上で、同事務所を通じて手配を行うこと。
- ⑩ 現地業務中は、JICAバングラデシュ事務所に対し、安全管理上必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、同事務所から貸与する。

(2) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2020年4月11日～2020年4月23日（日本発着日含む）を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員の参団に先立ち約一週間調査を先行していただく見込みです。なお、現地治安情勢、関係者の都合によっては、調査時期が変更になる可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 技術参与（JICA）
- エ) 評価分析（本業務従事者）

(3) 参考資料

本業務に関する資料をJICA人間開発部保健第二グループ第四チーム（電話03-5226-3150）にて配布します。

- ・バングラデシュ国食品衛生・食品安全にかかる情報収集・確認調査

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を制限しているため、宿泊料については、一律 13,500 円（税抜き）として計上してください。
- ③ 食品安全分野における評価分析の業務経験があれば望ましい。
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAバングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状

況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

⑤本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

⑥本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上